

改正後	現行	備考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 (略)</p> <p><b>第6章 有害液体物質排出防止設備</b> (略)</p> <p>21.4(a) 本項の「排出を行わないもの」とは、(1)又は(2)のいずれかの有害液体物質ばら積船であって、(3)及び(4)の要件を同時に満足するものをいう。</p> <p>(1) 当該船舶のすべての貨物艙において、有害液体物質のうちいずれか1物質のみを、又は相容性（貨物艙を洗浄することなく異種の有害液体物質を積載することが可能な性質をいう。）のある物質のみを繰り返し積載する有害液体物質ばら積船</p> <p>なお、相容性のある物質の組合せは、次のとおりである。 (i)～(viii) (略)</p> <p><u>(ix) パーム油、パーム核油及びパームオレインの相互の組み合わせ</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 (略)</p> <p><b>第6章 有害液体物質排出防止設備</b> (略)</p> <p>21.4(a) 本項の「排出を行わないもの」とは、(1)又は(2)のいずれかの有害液体物質ばら積船であって、(3)及び(4)の要件を同時に満足するものをいう。</p> <p>(1) 当該船舶のすべての貨物艙において、有害液体物質のうちいずれか1物質のみを、又は相容性（貨物艙を洗浄することなく異種の有害液体物質を積載することが可能な性質をいう。）のある物質を繰り返し積載する有害液体物質ばら積船</p> <p>なお、相容性のある物質の組合せは、次のとおりである。 (ii)～(viii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>明確化のため</p>